

平成27年8月21日(金)

都道府県医師会

医療事故調査制度担当理事連絡協議会

医療事故調査費用保険について

日本医師会

常任理事 今村 定臣

医療事故調査にかかる費用(一つの試算として)

初動の支援 (支援団体による対応)

- ・電話による相談、助言(医師会役員が対応)
- ・Ai、解剖等の実施施設との連絡調整
- ・院内調査委員会の立ち上げ支援

数万～20万円
程度

初動の調査 (外部施設への依頼)

- ・死亡時画像診断(Ai) 5万円前後～10万円
- ・解剖 25万円～50万円
- ・遺体の保管、搬送 数万円～2,30万円

院内事故調査

- ・調査委員会の開催(外部委員3名・2時間×3回)
 - ・謝金(1回2万円) 約 18万円
 - ・交通費(平均1万円として) 約 9万円
- ・報告書作成謝金 10～数十万円

合計
約80万
～200万円

「日本医師会 医療事故調査費用保険」

1. 趣 旨 「医療事故調査制度」のもとで、院内事故調査の実施にかかった費用を保険で補償する
2. 保険の対象者(被保険者) 日医A1会員のうち、すべての診療所と、99床以下の病院の開設者及び管理者(開設形態の個人、法人は問わない)
対象会員は、約77,800名
3. 保険金額、保険期間等 期間中500万円 平成27年10月1日から1年間、毎年更新
4. 支払い対象となる費用 院内事故調査に際して医療機関が支払った費用のうち、当該医療機関が外部に支払ったもの
例) 遺体の保管、搬送、Ai(死亡時画像診断)、解剖、院内調査の外部委員に対する謝金、交通費等
5. 保険契約の形態 日本医師会が保険契約者となり、対象となるA1会員を被保険者とする契約を、保険会社と締結

「都道府県医師会向け 医療事故調査費用保険」

1. 趣 旨 「医療事故調査制度」のもとで、院内事故調査の実施にかかった費用を保険で補償する
2. 保険の対象者(被保険者) 医療機関の開設者及び管理者
3. 保険金額等 期間中(1年間)500万円
ただし、大規模病院等の要望に応じて「1000万円」の契約も可能。
4. 支払い対象となる費用 日医事故調査費用保険に同じ。
5. 保険契約の形態 各医療機関が保険契約者となり、都道府県医師会を通じて加入手続きをとる。
病床種別、病床数に応じた保険料設定とする。

医療事故調査費用保険について

- 日医A1会員で、診療所、99床以下の病院の
開設者・管理者に該当する先生は、自動的に
500万円までの保険が適用されます。

→個別の手続きや保険料のお支払いはありません

- 100床以上の病院の開設者・管理者などの先生は、
個別に低廉な価格で加入できる保険に、
都道府県医師会を通じてご加入いただけます。